



令和元年改正意匠法では画像デザインの保護対象が拡充され、記録・表示される「物品」にとらわれず「画像」そのものが登録可能になりました。これにより画像デザインの保護を従来見合わせていた企業に出願の機会を増やし、投影・動画・3D・仮想空間等多様な画像が登録されてきています。

そこで今号ではいち早く制度を活用した企業各社に新しいタイプの画像保護の実例や法改正後の画像デザイン保護の取り組み方などを紹介いただきました。

我が社の画像意匠登録活用例 ①

株式会社小糸製作所 車両情報表示用画像

株式会社小糸製作所 知的財産部 知的財産グループ 田辺浩一

1. 株式会社小糸製作所の紹介

小糸製作所の創業は、1915年、日本で初めて鉄道信号灯用フレネルレンズを開発・生産したことに始まります。以来、「安全を光に託して」の企業メッセージの下、自動車、鉄道、航空・船舶等、あらゆるトランスポートの照明機器の開発に取り組み、世界中のお客様に安全・安心な製品やサービスを提供するなど、安全で快適な社会づくりに貢献してきました。

現在の主力は自動車照明器事業であり、自動車用ヘッドランプのグローバルシェアは、世界トップの約20%となっています。

2. 知財戦略と意匠出願の位置づけ

当社の製品開発に関する知財活動は、二つの柱からなります。「新商品／新ビジネスの実現に貢献する知財活動」、「既存ランプ事業の持続的成長に貢献する知財活動」により当社事業に貢献していくことです。今回の「エリアマーカ[®]」は、画像投影装置より路面に画像を映し出す技術(以下、路面描画)の一つであり、上記前者の活動で生じたものとなります。

1) これまでの当社製品

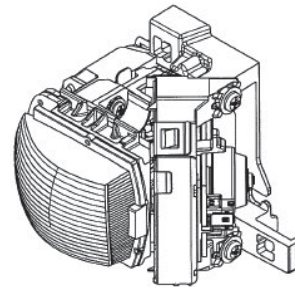
これまでの当社製品に関する意匠出願は、下記の製品種類に応じた意匠出願を行っています。

①自動車用OEM製品

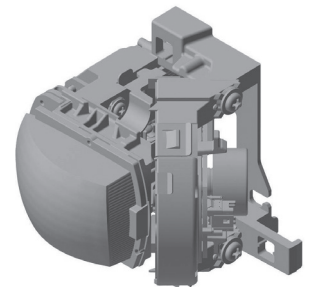
自動車照明器の基本仕様(デザイン)は自動車メーカーから示されるため、OEM製品の外観デザインに関する意匠権は、通常自動車メーカーが出願し、権利を保有することとなります。

●図1 当社OEM製品 意匠登録例

●自動車照明器用光学ユニット ブレードスキャン[®]ユニット

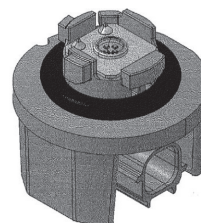


斜視図

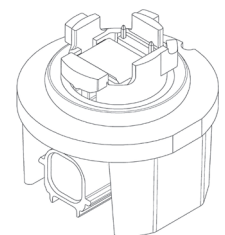


意匠登録番号第1659448号

●自動車照明器用LEDソケット



CG



意匠登録番号第1658118号